

参加希望者 殿

独立行政法人水資源機構分任契約職
筑後川下流総合管理所長 北村 達也
(公 印 省 略)

見 積 依 頼 書

- 1 業 務 名 筑後川下流総合管理所外自動ドア点検業務 (オープンカウンター方式)
- 2 履 行 場 所 福岡県久留米市安武町武島 1 0 6 3 - 2 筑後川下流総合管理所外 1 か所
- 3 期 間 契約締結の翌日から令和 8 年 3 月 1 7 日まで
- 4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見積参加要件 特になし。
- 3 見 積 書 等
- 1) 様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。また、余白にくじ番号を記載して下さい。
- 2) 提出方法 FAX(又は電子メール)による。(※FAX番号等は、4)に記載された番号)
なお、FAX(又は電子メール)に抛りがたい場合は、持参又は郵送(簡易書留等配達記録が残る方法に限る。)
- 3) 見 積 書 提出期限 **令 和 7 年 6 月 23 日 11時** まで
- 4) 提 出 先 独立行政法人水資源機構 筑後川下流総合管理所 経理課
FAX 0942-26-1525
総務課 電子メール nyukei_chikugokaryu@water.go.jp
- 5) 質 問 書 提出期限 **令 和 7 年 6 月 13 日 11時** まで
※質問の回答については、翌平日の12:00までにHPに掲載します。
- 6) 見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出期限は、**令 和 7 年 6 月 24 日 11時** までとします。
- 6) そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。
- 4 見 積 結 果 見積結果については、**契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知**します。
- 5 そ の 他
- 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
- 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
- 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。

筑後川下流総合管理所外
自動ドア点検業務

仕 様 書

令和7年6月

独立行政法人水資源機構
筑後川下流総合管理所

第1章 適用

本仕様書は、「筑後川下流総合管理所外自動ドア点検業務」に適用する。

第2章 概要

本業務は、筑後川下流総合管理所及び筑後川下流用水管理所の自動ドア(2台)の点検を行うものである。

2-1 数量及び業務場所

筑後川下流総合管理所 1台 【正面玄関】※両引き

(福岡県久留米市安武町武島1063-2)

筑後川下流用水管理所 1台 【正面玄関】※両引き

(福岡県久留米市安武町武島23-1)

2-2 点検回数

業務期間中に2回点検(6か月に1回程度)を行うこと。

2-3 業務期間

契約締結の翌日から令和8年3月17日まで

第3章 点検

点検については次に定める点検等を行うこと。

なお、点検にかかる機器等は受注者において準備すること。

3-1 点検内容

- (1) 各装置の異常の有無の確認
- (2) 自動ドアの開閉回数の測定
- (3) 自動扉の開閉速度及び減速作動の確認及び調整
- (4) 電気配線の確認及び整備
- (5) 検知スイッチ、補助スイッチの作動状態確認及び整備
- (6) 各部の清掃及び注油
- (7) その他必要な点検作業

3-2 異常発見時の修理作業

1. 点検の結果、不良・不具合と判断される項目及び改善を推奨する項目については、速やかに報告するものとする。
2. 点検の結果、前項について、機構と協議のうえ、点検の整備・調整以外に別途修理

等の追加作業を行う場合は設計変更の対象とする。

3. 本業務の履行期間中、点検作業時以外で自動ドアの修理が発生した場合に対応を要請する場合がある。

なお、対応要請により修理作業が実施された場合は、機構と協議のうえ設計変更の対象とする。

3-3 点検日

点検日については、事前に機構と調整を行うこと（土日祝日は除く）。

なお、修理を実施する場合も同様とする。

3-4 提出書類

受注者は、次に掲げる書類を作成し、提出するものとする。

提出書類	部数	提出期限
点検結果報告書 (写真含む)	1部	機構が指示する期限まで

く じ の 方 法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者（以下「同価格者」という。）が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0：ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0：ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信（FAX）した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信（FAX）する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信（FAX）していただいた順に、「0：ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例)
- ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0：ゼロ」、「1」
 - ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0：ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

123+4=127

127÷2者=63 余り 1

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
△△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

123+4+1=128

128÷3者=42 余り 2

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
◎◎工業 が契約の相手方となる。

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職
筑後川下流総合管理所長 北村 達也 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和7年6月10日に交付された筑後川下流総合管理所外自動ドア点検業務
の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担 当 部 署 名 :

担 当 者 :

電 話 番 号 :

F A X 番 号 :

電 子 メ ー ル :

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は「くじの方法」をご覧ください。